

○ 開催日時 令和2年1月24日（金） 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員（農業委員15人、農地利用最適化推進委員7人）

|    |     |       |
|----|-----|-------|
| 会長 | 1番  | 宿利原勝吉 |
| 代理 | 2番  | 鈴 一麿  |
| 委員 | 3番  | 鍋 康博  |
| 〃  | 4番  | 鳥越 秀一 |
| 〃  | 5番  | 徳永 哲朗 |
| 〃  | 6番  | 坂元 博美 |
| 〃  | 7番  | 寺田 郁哉 |
| 〃  | 8番  | 安水 純一 |
| 〃  | 9番  | 元丸 敏朗 |
| 〃  | 10番 | 貫見 和洋 |
| 〃  | 11番 | 毛下 利美 |
| 〃  | 12番 | 内菌 雄治 |
| 〃  | 13番 | 宿利原 進 |
| 〃  | 14番 | 本釜 好子 |
| 〃  | 15番 | 平原 榮  |

農地利用最適化推進委員

|   |        |
|---|--------|
| 〃 | 内菌 政文  |
| 〃 | 山中 徹   |
| 〃 | 竹原 政洋  |
| 〃 | 西川 健児  |
| 〃 | 折小野 道男 |
| 〃 | 横原 利己  |
| 〃 | 弓指 義洋  |

○ 欠席委員（農地利用最適化推進委員2人）

|       |
|-------|
| 水流 佳文 |
| 安水 峯晴 |

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第45号 農地法第3条許可申請について

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第48号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決について

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>只今より令和2年1月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は、水流推進委員、安水推進委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に6番 坂元委員と7番 寺田委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。</p>  |
| 議 長 | <p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>  |
| 事務局 | 「会務報告と説明」   |
| 議 長 | 只今の会務報告について、質問等はありませんか。   |
| 全委員 | (発言なし)  |
| 議 長 | <p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>  |
| 議 長 | <p>先ず、議案第45号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局 | <p>それでは議案第45号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号17号の譲渡人は、M・Aさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字宮下1809番1、地目は田、地積は472㎡と、城元字迫ノ前1548番2、地目は田、地積は687で、2筆の合計は1,159㎡となっています。</p> <p>譲受人はM・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>M・Kさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地2,949㎡、小作地1,023㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、耕運機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、山中推進委員です。</p> <p>次の受付番号18号の譲渡人は、A・Kさん、B自治会在住の方と、破産</p> |

|                        |   |
|------------------------|---|
|                        | <p>管財人 N・Yさんとの連名となっています。</p> <p>申請地は田代麓字久木野5166番140、地目は畑、地積は852㎡と、田代麓字久木野5166番167、地目は畑、地積は793㎡で、2筆の合計は1,645㎡となっています。</p> <p>譲受人はM・Tさん、B自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>M・Tさんの経営状況は、世帯員7名、労働力4名、自作地121,365㎡で、茶を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、摘採機、防除機、管理機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号19号の譲渡人は、K・Hさん、T県在住の方です。</p> <p>申請地は神川字岩下2930番1、地目は田、地積は321㎡となっています。</p> <p>譲受人はK畜産さん、K自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>K・Hさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地26,047㎡、小作地11,816㎡で、畜産を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、法人所有となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、5番 徳永委員です。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p>             | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号17号について、山中推進委員をお願いします。</p>  |
| <p>山 中<br/>推 進 委 員</p> | <p>はい。17号について報告します。M・AさんはM・K君のお母さんでございます。家族間の贈与でございますので、何ら問題は無いかと思えます。よろしく願いいたします。</p>  |
| <p>議 長</p>             | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号18号について、事務局をお願いします。</p>   |
| <p>事務局</p>             | <p>それでは受付番号18号について報告します。</p> <p>この物件は、10月の総会であっせんに出たもので、その後、取下げがあったものです。</p> <p>現在、A・Kさんは破産宣告を受け、財産処分の手続き中です。</p> <p>今回の物件は、競売になる前の任意売買で、裁判所との事前協議も済んでいるようです。</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>譲受人のM・Tさんは、両親とお茶を手広く栽培されており、3条の農地要件にも問題無く、能力、意欲もある農家ですので、問題は無いかと思ひます。審議の程よろしくお願ひします。なお、売買価格は〇万円でした。以上です。</p>  |
| 議 長         | <p>次に、受付番号19号について、5番 徳永委員お願ひします。</p>   |
| 5 番<br>徳永委員 | <p>この19番の物件は、あっせん申し出があつた物件で、名義変更がHさんに変更いたしましたので、この田んぼの隣を耕作しているK畜産が買うということになったところでは、H畜産は皆さんご存知のとおり肉用牛をされており、圃場の管理もしっかりされておりまして、問題は無いと思ひます。売買価格は〇〇万円です。以上です。</p> |
| 議 長         | <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>   |
| 委 員         | <p>(委員の中から「なし」の声)</p>  |
| 議 長         | <p>質疑なしと認めます。<br/>これから、議案第45号を採決します。<br/>お諮りします。<br/>議案第45号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| 委 員         | <p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>  |
| 議 長         | <p>異議なしと認めます。<br/>したがひまして、議案第45号については、原案のとおり決定しました。</p>  |
| 議 長         | <p>次に、議案第46号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。<br/>事務局の説明をお願ひいたします。</p>  |
| 事務局         | <p>それでは議案第46号について説明します。<br/>受付番号6号の譲渡人は、T公社さん、K市に拠点を置く法人です。<br/>申請地は神川字木道平7495番3、地目は畑、地積は463㎡と、神川</p>  |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>字木道平7496番3、地目は畑、地積は2,667㎡で、2筆の合計は3,130㎡となっています。</p> <p>譲受人はF・Mさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>F・Mさんの経営状況は、世帯員3名、労働力2名、自作地30,105㎡、小作地46,906㎡で、甘藷、大根、高菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機各2台、マルチャー、トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長          | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、私の方から調査報告をいたします。</p>  |
| 1 番<br>宿利原委員 | <p>この物件は、Fさんの畑は4年ほど前にあっせんに出ていたもので、振興公社から借りて今まで作っておりました。全部で〇〇万円ということでした。何ら問題は無いかと思いますが、審議のほどよろしく願いいたします。</p>  |
| 議 長          | <p>ただいま、調査報告をいたしました。質疑はありますか。</p>  |
| 委 員          | <p>(委員の中から「なし」の声)</p>  |
| 議 長          | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第46号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第46号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>  |
| 委 員          | <p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>  |
| 議 長          | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第46号については、原案のとおり決定しました。</p>   |
| 議 長          | <p>次に、議案第47号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は37筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>  |
| 委員  | (委員の中から「なし」の声)   |
| 議長  | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第47号のうち、受付番号349号から354号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局 | <p>それでは議案第47号のうち、受付番号349号から354号までについて説明をいたします。</p> <p>まず、受付番号349号から351号までの貸し人はO・Sさん、O自治会在住の方です。</p> <p>申請地は349号が馬場字ホケノ頭6121番、地目は田、地積は2,373㎡、350号が馬場字ホケノ頭6140番1、地目は田、地積は6,237㎡、351号が馬場字ホケノ頭6172番、地目は田、地積は6040㎡で、3筆の合計は14,650㎡となっています。貸付期間は令和2元年3月1日から令和3年2月28日までで、小作料金は全部で146,000円となっています。</p> <p>借り人は、M・Sさん、S自治会在住の方です。M・Sさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地20,974㎡で、野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 鈴委員です。</p> <p>次の受付番号352号の貸し人はM・Zさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字八木田531番1、地目は田、地積は2,059㎡となっています。貸付期間は令和2年1月25日から令和4年12月14日までで、小作料金は、60,000円となっています。</p> <p>借り人はT・Hさん、S自治会在住の方です。T・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地3,914㎡で、露地野菜、パレイショ、水稻を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は4番 鳥越委員です。</p> |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>次の受付番号353号の貸し人はT・Kさん、Y県在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字木場上422番19、地目は田、地積は206㎡となっています。貸付期間は令和2年2月1日から令和7年1月31日までで、小作料金は6,000円となっています。</p> <p>次の受付番号354号の貸し人はO・Yさん、N県在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字芝山486番1、地目は田、地積は1,347㎡となっています。貸付期間は令和2年1月25日から令和6年12月14日までで、小作料金は米(玄米)8俵となっています。</p> <p>353号、354号の借り人は、(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。(株)T・Fの経営状況は、構成員2名、雇用が25人で5,900日、自作地2,298㎡、小作地289,095㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各3台、乗用防除機、動噴各2台、トラック6台となっています。</p> <p>受付番号353号、354号の担当調査員は7番 寺田委員です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長         | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号349号から351号について、2番 鈴委員をお願いします。</p>   |
| 2番<br>鈴委員  | <p>この貸し人のO・Sさんの嫁さんと借り人のM・S君のお母さんが姉妹でございまして、M・S君はキャベツを中心に野菜類の園芸を頑張っている青年でございまして、継続の案件でございまして、何ら問題は無いかと思えます。よろしく願いいたします。</p>   |
| 議長         | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号352号について、4番 鳥越委員をお願いします。</p>  |
| 4番<br>鳥越委員 | <p>はい。これも継続の案件でございまして、T・Hさんはスナップエンドウ、パレイショなど色々と新しく挑戦され、夫婦で頑張っておられる青年でございまして、何ら問題は無いかと思えますので、よろしく願いいたします。</p>   |
| 議長         | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号353号、354号について、7番 寺田委員をお願いします。</p>   |
| 7番<br>寺田委員 | <p>はい。報告いたします。353号、354号につきましては、いずれも継続の案件でございまして、借り人のT・Fさんは皆さんもご存じのとおり、何ら</p>   |

|               |  |
|---------------|--|
|               | 問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。   |
| 議 長           | ありがとうございました。<br>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。  |
| 1 1 番<br>毛下委員 | このMさんは1年間の契約なんですけれども、何か理由があるんですか。  |
| 2 番<br>鈴 委員   | はい。これは当初3年ぐらいはどうかと言ったんですけれども、小作料金を払えるか分からないからということで、1年ずつの契約となりました。   |
| 議 長           | 他にありませんか。  |
| 委 員           | (委員の中から「なし」の声)   |
| 議 長           | 質疑なしと認めます。<br>これから、議案第47号のうち、受付番号349号から354号までを採決します。<br>お諮りします。<br>議案第47号のうち、受付番号349号から354号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。                                   |
| 委 員           | (委員の中から「異議なし」の声)   |
| 議 長           | 異議なしと認めます。<br>したがって、議案第47号のうち、受付番号349号から354号までについては、原案のとおり決定しました。  |
| 議 長           | 次に、議案第47号のうち、受付番号355号から359号までを議題とします。<br>事務局の説明をお願いいたします。  |
| 事務局           | それでは議案第47号のうち、受付番号355号から359号までについて説明をいたします。<br>先ず受付番号355号、356号の貸し人はH・Aさん、K市在住の方です。<br>申請地は、355号が田代川原字赤石4255番26、地目は田、地積は1,402㎡、356号が田代川原字赤石4255番27、地目は田、地積は14 |

72㎡で、2筆の合計が2,874㎡となっています。

貸付期間は令和2年1月25日から令和6年12月14日までで、小作料金は米(粳)で4俵となっています。

借り人は、S・Mさん、I自治会在住の方です。S・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地13,645㎡、小作地1,644㎡で、水稻、カボチャ、ゴーヤを主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター、田植機各2台、堆肥散布機、コンバイン各1台となっています。

この件の担当調査員は、9番 元丸委員です。

次の受付番号357号の貸し人はI・Nさん、K市在住の方です。

申請地は、神川字八久保935番、地目は畑、地積は1,802㎡となっています。貸付期間は令和2年1月25日から令和11年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

次の受付番号358号の貸し人はM・Hさん、O府在住の方です。

申請地は神川字岩淵1026番2、地目は畑、地積は368㎡となっています。

貸付期間は令和2年1月25日から令和6年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。

受付番号357号、358号の借り人は、N・Yさん、K自治会在住の方です。N・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地16,252㎡、小作地55,864㎡で、野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機6台、トラック、軽トラック各1台となっています。

受付番号357号、358号の担当調査員は、12番 内菌委員です。

次の受付番号359号の貸し人はM・Yさん、M自治会在住の方です。

申請地は神川字二ノ塚6996番1、地目は畑、地積は13,842㎡となっています。貸付期間は令和2年1月25日から令和4年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、M・Kさん、M自治会在住の方です。

M・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が4人で600日、自作地5,804㎡、小作地32,115㎡で、大根、タバコを主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター4台、AP-13台、マニアスプレッダー、管理機各1台となっています。

この件の担当調査員は、13番 宿利原進委員です。

以上です。

|              |  |
|--------------|--|
| 議 長          | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>まず、受付番号355号、356号について、9番 元丸委員をお願いします。</p>   |
| 9 番<br>元丸委員  | <p>はい。この物件は貸し人のHさんのお母さんと借り人のS・Mさんが、以前から相対で、話し合いで耕作されていたところですが、今回、Hさんのお母さんが亡くなられて、今度はこの息子さんとSさんが契約されたということで、Sさんは年齢的なこともありますが、十分元気な方で、水稻と露地野菜を手広く耕作されている方で、農地の管理も良く出来ているので問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p> |
| 議 長          | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号357号、358号について、12番 内菌委員をお願いします。</p>  |
| 12番<br>内菌委員  | <p>はい。357号、358号の案件は継続の案件であります。N・Yさんは契約栽培で露地野菜を主体に安定的な経営をしていて、認定農業者でもありますし、何ら問題は無いと思います。審議のほどをよろしくをお願いします。</p>  |
| 議 長          | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号359号について、13番 宿利原委員をお願いします。</p>  |
| 13番<br>宿利原委員 | <p>はい。359号の借り人のM・Kさんは認定農業者でもあり、タバコを中心にさつま芋などを栽培されております。何ら問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。</p>   |
| 議 長          | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>   |
| 11番<br>毛下委員  | <p>Mさんは面積が広いのに使用貸借になっているけど、何かあるんですか。</p>   |
| 13番<br>宿利原委員 | <p>これはM・Yさんも農業をされていまして、プラウ作業とかの作業は出来ないということで、それを借りているM・Kさんがされるということで、使用貸借になっています。</p>  |
| 議長           | <p>他にありませんか。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 委員  | (委員の中から「なし」の声)   |
| 議長  | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第47号のうち、受付番号355号から359号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第47号のうち、受付番号355号から359号までをについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員  | (委員の中から「異議なし」の声)   |
| 議長  | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第47号のうち、受付番号355号から359号までについては、原案のとおり決定しました。</p>   |
| 議長  | <p>次に、議案第47号のうち、受付番号360号から370号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局 | <p>それでは議案第47号のうち、受付番号360号から370号までについて説明をいたします。</p> <p>まず、受付番号360号、361号の貸し人はI・Yさん、F自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、360号が城元字村ノ後3498番1、地目は畑、地積は969㎡のうち600㎡、361号が城元字村ノ後3505番1、地目は畑、地積は1,405㎡のうち1,100㎡で、2筆の合計は1,700㎡となっています。貸付期間は令和2年1月25日から令和6年12月14日までで、小作料金は360号が6,000円、361号が11,000円となっています。</p> <p>借り人は、I・Kさん、Z自治会在住の方です。</p> <p>I・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が3人で200日、小作地46,495㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、内菌推進委員です。</p> |

次の受付番号362号の貸し人はH・Kさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代川原字早瀬原3649番1、地目は畑、地積は1,511㎡となっています。貸付期間は令和2年1月25日から令和6年12月14日までで、小作料金は、7,000円となっています。

次の受付番号363号の貸し人はH・Hさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代川原3633番4、地目は畑、地積は2,494㎡となっています。貸付期間は令和2年1月25日から令和6年12月14日までで、小作料金は、10,500円となっています。

受付番号362号、363号の借り人は、H・Sさん、H自治会在住の方です。H・Sさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者2名、自作地22,927㎡、小作地4,005㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター2台、トラック、動噴、管理機各1台となっています。

次の受付番号364号から370号までの貸し人はK・Zさん、T自治会在住の方です。

申請地は364号が田代川原字長尾2670番、地目は畑、地積は4,257㎡、365号が田代川原字長尾2672番2、地目は畑、地積は1,919㎡、366号が田代川原字長尾2673番1、地目は畑、地積は4,132㎡、367号が田代川原字七曲り1202番1、地目は田、地積は1,323㎡、368号が田代川原字小牧ノ下1202番2、地目は田、地積は854㎡、369号が田代川原字井手平3265番1、地目は田、地積は1,232㎡、370号が田代川原字井手平3265番2、地目は田、地積は2,372㎡で、7筆の合計は16,089㎡となっています。

貸付期間は令和2年1月25日から令和6年12月14日までで、小作料金は、364号が21,200円、365号が9,500円、366号が20,600円、367号が6,600円、368号が4,200円、369号が6,100円、370号が11,800円となっています。

借り人は、N生産組合さん、M町に拠点を置く法人です。

N生産組合さんの経営状況は、指導員4名、雇用が30人で5,000日、小作地149,800㎡で、肉用牛、水稻、茶、イチゴ主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター、茶防除機各3台、茶摘採機2台、管理機5台となっています。

受付番号364号から370号までの担当調査員は、弓指委員です。

以上です。

|             |  |
|-------------|--|
| 議 長         | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号360号、361号について、内菌推進委員をお願いします。</p>  |
| 内 菌<br>推進委員 | <p>はい。報告します。このI・Yさんの案件なんですけれども、去年売りたいということで申し出があった畑でして、この通りの所にI・K君が作っている農地がありまして、I君に話をしたところ、貸してくれないだろうかということで話がありまして、I・Yさんに話をしたところ、買い手が見つかったら速やかに返してくれという条件で借りることになりました。I君ですけれども、認定農業者でもありますし、甘藷を中心とした経営をしております。何ら問題は無いかと思しますので、審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長         | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号362号から370号までについて、弓指推進委員をお願いします。</p>   |
| 弓 指<br>推進委員 | <p>はい。借り人のH・Sさんは露地野菜を主体とされていらっしゃいます。継続の案件ですので問題は無いと思います。K・Zさんの件ですが、これはN生産組合が作っておられます。これも継続の案件ですので問題は無いと思います。よろしく願いします。</p>   |
| 7 番<br>寺田委員 | <p>360、361号の件ですが、面積がうち面積になっていますが、何かあるんですか。</p>   |
| 事務局         | <p>倉庫があります。</p>  |
| 議 長         | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>   |
| 委 員         | <p>(委員の中から「なし」の声)</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第47号のうち、受付番号360号から370号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第47号のうち、受付番号360号から370号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| 委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)  |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして議案第47号のうち、受付番号360号から370号までについては、原案のとおり決定しました。</p>   |
| 議 長 | <p>次に、議案第47号のうち、受付番号371号から385号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>  |
| 事務局 | <p>それでは議案第47号のうち、受付番号371号から385号までについて説明をいたします。</p> <p>受付番号337号から385号については、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元の配分計画案をご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっています。一番真ん中のところが従前の耕作者ということで、利用権設定契約という中で基盤法によるという記載があるものについては、基盤法から中間管理事業への乗り換えでございます。</p> <p>今回は令和元年度第7期ということで、貸付の始期は令和2年2月29日からということになります。</p> <p>説明については以上です。</p> |
| 議 長 | ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。  |
| 委 員 | (委員の中から「なし」の声)  |

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第47号のうち、受付番号371号から385号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第47号のうち、受付番号371号から385号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| 委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)  |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第47号のうち、受付番号371号から385号までについては、原案のとおり決定しました。</p>  |
| 議 長 | <p>次に、議案第48号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決についてを議題とします。</p> <p>事務局から説明と決議案の朗読をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>それでは議案第48号について説明します。</p> <p>農業委員会の法令遵守については、これまでも注意喚起をしてまいりましたが、昨年10月に農業委員会会長が農地転用事案について、相次いで贈収賄の容疑で逮捕されるという事案が発生しております。</p> <p>そこで昨年11月の全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決がなされ、全国の各農業委員会においても同様の決議をされるよう、全国農業会議所から要請が来ているものですので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは決議案を読み上げます。</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 (案)</p> <p>私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会の組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫</p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | 理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月24日。錦江町農業委員会。以上でございます。                  |
| 議 長 | ただいま事務局から説明等がありましたが、ご意見等はありませんか。  |
| 委 員 | (委員の中から「なし」の声)  |
| 議 長 | 意見等も無いようですので、議案第48号については、原案のとおり決議することにご異議ありませんか。                            |
| 委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)  |
| 議 長 | 異議なしと認めます。<br>したがって、議案第48号については、原案のとおり決議することに決定しました。<br>決議案の案を消して頂きたいと思います。 |
| 議 長 | 以上で、令和2年1月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。                                     |

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

6 番

7 番

議事録調整者 窪 和人